

令和2年4月20日

新型コロナウイルス感染症対策に係る一般会計補正予算について

新型コロナウイルスの感染が世界的に拡大しており、日本国内の全ての都道府県で緊急事態宣言が発令されています。

福岡県内においても、日を追う毎に感染が広がりを見せており、京築管内でも多くの感染者が発表されています。

本日4月20日現在で、みやこ町在住者の感染は報告されていませんが、町内の認定こども園において、6名の職員の方々の感染が確認されたことは、ご承知の通りです。今のところ、これ以上の感染拡大は報告されていませんが、今後、新たな感染発生が起おこりうることを想定しておかなければなりません。

このような状況の中、国や県において新型コロナウイルスに係る様々な緊急対策が発表されておりますが、みやこ町においても感染拡大防止に向けた独自の対策が、喫緊の課題となっております。

特にひとたび発生した場合、大きく感染拡大が懸念される町内の子育て・高齢者施設等においては、早急な感染症対策を重点的に講じる必要があります。

そこで、みやこ町独自の新型コロナウイルス感染症対策として、町内の子育て・高齢者施設等に対する支援、助成措置を中心とする予算を追加補正いたします。

予算額としては、令和2年度みやこ町一般会計歳入歳出予算の総額に5,200万円を追加し、122億円とするものです。

なお、この度の補正予算につきましては、一刻も早く、スピード感をもって対策を講じたいとの観点から本日、令和2年4月20付で専決処分させていただきます。

(概要)

○歳出 歳出総額5,200万円

- ・感染症対策（子育て・高齢者・障がい者関係） 3,700万円
- ・感染症対策（公共施設等） 1,500万円

○歳入 全額、財政調整基金繰入

感染症対策の内訳

- 1 保育所（園）、高齢者施設、障がい者施設に対し、感染症対策を支援するため、1施設に1月当たり10万円を4月から6月までの3月分、30万円の支援金を支給する。
- 2 保育所（園）、高齢者施設、障がい者施設において、感染者が発生した場合の施設の消毒に要した費用の2分の1を助成する。ただし、1施設当たりの上限額は50万円とする。
- 3 公共施設において、感染者が発生した場合の施設の消毒に要する費用。
- 4 感染症対策用のアルコール消毒液等の購入費用。